

献血血液の研究開発等への使用に関する報告の概要

1. 報告の趣旨

令和2年8月26日薬生血発0826 第3号厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課長通知「「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第12条に規定する採血等の制限の考え方について」の一部改正について」別添の3.(2)エにおいて、「採血事業者又は血液製剤の製造販売業者は、血液製剤の製造に伴って副次的に得られた物等を使用し、又は提供した量、その使用目的等の使用状況について、年度毎に血液事業部会運営委員会に報告するものとする。」とされている（別添）。

2. 各企業の提供状況について

提供期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

提供件数：468件（新規49件、継続419件）

○ 日本赤十字社

合計：461件（新規48件、継続413件）

外部：306件（新規48件、継続258件）

内部：155件（新規0件、継続155件）

○ KMバイオロジクス株式会社

合計：0件（新規0件、継続0件）

外部：0件（新規0件、継続0件）

内部：0件（新規0件、継続0件）

○ 日本血液製剤機構

合計：5件（新規1件、継続4件）

外部：2件（新規1件、継続1件）

内部：3件（新規0件、継続3件）

○ 日本製薬株式会社

合計：2件（新規0件、継続2件）

外部：0件（新規0件、継続0件）

内部：2件（新規0件、継続2件）

令和2年8月26日薬生血発0826第3号厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策
課長通知「「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第12条に規定
する採血等の制限の考え方について」の一部改正について」（抄）

（別添）

3. 製造の制限の例外

（2）血液製剤の製造に伴って副次的に得られた物等を原料とする場合

エ 報告

採血事業者又は血液製剤の製造販売業者は、血液製剤の製造に伴って副
次的に得られた物等を使用し、又は提供した量、その使用目的等の使用状
況について、年度毎に血液事業部会運営委員会に報告するものとする。